

鳥取県東部庁舎構内植栽管理業務仕様書

植栽管理作業にあたっては、高木又は中木の植付け、支柱取付け、剪定及びその他造園技能士の技術が必要な作業の場合、1級又は2級造園技能士を現場に常駐させなければならない。

I 作業の種類及び方法

1 鳥取県東部庁舎構内植栽管理業務

(1) 剪 定

- ア 樹木の種類に応じて適切な時期に実施し、現状に合わせて自然形整枝及び造園的に剪定すること。
- イ 敷地境界付近の高木については、電線等に干渉しないよう主幹の直近で剪定すること。
- ウ 樹高の高いものは高さに合う高所作業車を使用し、安全に作業を行うこと。
- エ 高木①、高木②、生垣、低木については年1回以上剪定すること。

対象	高木① (樹高が 5m より大きいもの)	20 本
	高木② (樹高が 5m 以下のもの)	21 本
	生垣 (252. 4 m ² ネズミモチ)	
	低木 (13. 5 m ² サツキツツジ)	

(2) 施 肥

- ア 良質な油粕を使用し、植物の生態上最も効果のある時期に行うこと。

- イ 年1回以上実施すること。

対象	生垣、低木
----	-------

(3) 防 除

- ア 樹木の病害虫防除、軟化防止のため定期的な点検を行い、異常を発見した場合は速やかに鳥取県東部庁舎管理担当に報告し、その指示を受けること。

- イ 環境に配慮した防除を行うこととし、実施にあたっては、その都度、方法・回数等、鳥取県東部庁舎管理担当及び農林技師と協議のうえ、進めること。

対象	生垣・虫害発生樹
----	----------

(4) 除 草

- ア 定期的な点検を行い、除草を行うとともに、異常を発見した場合は速やかに鳥取県東部庁舎管理担当に報告し、その指示を受けること。

- イ 環境に配慮した除草(手取り作業等)を心がけることとし、実施及び薬剤使用については、その都度、方法・回数等、鳥取県東部庁舎管理担当及び農林技師と協議のうえ、進めること。

対象	碎石マルチ部分、裸地部分、雑草発生部分
----	---------------------

(5) 巡視

- ア 生育観察及び樹木の虫害発生予察のため、月1回以上巡視すること。

II 作業時の注意事項等

- 1 作業を実施するにあたり、別添「植栽管理等工程表」を速やかに作成し提出すること。
- 2 剪定した枝、除草した雑草、作業によって生じたゴミ等は敷地外に搬出し処理すること。

III 樹木等の種類及び場所

別紙1 鳥取県東部庁舎構内植栽管理樹木リスト及び別紙2 鳥取県東部庁舎構内植栽管理樹木位置図のとおり